

宜野湾市上下水道局

令和7年度水質検査計画



水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

宜野湾市上下水道局では、これまでの水道水の状況を踏まえ水質検査計画を策定し、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよう水質検査計画を公表します。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水の水質並びに水道水の水質状況
- 4 採水地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の自己／委託の区分
- 9 水質検査計画及び検査結果の公表
- 10 水質検査の精度と信頼性の保証について
- 11 関係者との連携について
- 12 資料

はじめに

水道の水質管理は、水源の保全から浄水処理と配給水を通じ、各需要者の給水栓まで総合的に管理することであるが、宜野湾市は水源が少ないために沖縄県企業局より浄水を購入して市内全域に水道水を供給しています。浄水場は北谷浄水場で、その水源は、比謝川をはじめとする中部の河川水、中北部のダム水、嘉手納井戸群等であり、その原水に硬度低減化処理及び、オゾン処理や粒状活性炭処理の高度処理を行った処理水と海水淡水化水がブレンドされ、水質基準に適合した安全な水が中南部の市町村に供給されているものであります。よって、当市での水源や浄水過程での水質管理検査業務は行わず、水道法に定められた末端給水栓での水道水の水質検査を行います。

1 基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓からの出口とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている項目及び、水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目、要検討項目の検査を行います。

(3) 検査頻度

水道法に基づき過去の検査結果を参考に定め、毎日検査及び、毎月検査を実施します。

2 水道事業の概要

宜野湾市の水道は、県企業局の北谷浄水場からの送水を3箇所の分岐点で受水し、一部は直接配水とし5箇所(6基)の配水池を経て市内全域に供給しています。

令和5年度末の状況

区 分	内 容
給水人口	100,009 人
給水戸数	47,497 戸
普及率	100%
一日最大配水量	37,388 m ³
一日平均配水量	30,207 m ³
有収率	96.52%

給水系統

原 水	配水系統及び配水池	水質検査地	給水地域
北谷浄水場より受水	長田配水池 (1500 m ³)	ながた児童公園	志真志、我如古、長田、愛知及び赤道の一部
	長田第二配水池 (4000 m ³)	嘉数高台公園	我如古、真栄原、大謝名、嘉数、真志喜、宜野湾の一部。佐真下
	大山、大山第2配水池 (1000 m ³ ×2)	大謝名児童センター	大山、大謝名、真志喜、嘉数の一部
	喜友名配水池 (3500 m ³)	ゆうひ児童公園	喜友名、大山、大謝名、真志喜の一部 伊佐、宇地泊
	野嵩配水池 (3000 m ³)	普天間中学校	野嵩、喜友名の一部。普天間、新城
	宜野湾分岐より直接配水	うえはら児童公園	志真志、我如古、長田、愛知、赤道、真栄原、野嵩、宜野湾の一部。神山、上原
	新城分岐より直接配水	野嵩2丁目地内	野嵩の一部

3 原水の水質並びに水道水の水質状況

宜野湾市の水道水の原水は、北谷浄水場で処理された浄水のみとなっております。原水の水質状況については県企業局ホームページを参照してください。

(URL <http://www.eb.pref.okinawa.jp/>)

水道水については、これまでの検査結果が水質基準を十分に満たしており、安全で良質な水となっております（水質検査結果表参照）。

尚、配水管の工事の断水により老朽化した配水管より赤水が出る場合もある事から経年配水管の計画的な取替え事業を行っていますが、今後も引き続き計画を継続し赤水防止に努めます。

4 採水地点

採水地点は、5箇所（配水池系統）と2箇所（直接配水系統）の各系統の末端給水栓1箇所を選定し、市内7箇所の地点で検査を行います。

5 水質検査項目及び検査頻度

1日1回以上行うこととされている色、濁り、消毒の残留効果に関する検査を1日1回行います。水質基準に関する省令に基づく51項目については、過去の水質検査状況等から省略あるいは頻度を3年に1回とすることができる項目においても、安全確認のため全項目検査します。検査頻度は項目によって月1回、年4回、年2回、年1回とします。さらに、水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目、要検討項目のうち、重金属や消毒副生成物、味、腐食性、水道施設の健全性、水道の安全性などを考慮して選定した9項目について所定の回数検査を行います。（別添参照）

6 水質検査方法

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）に基づき告知された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）によって行います。尚、省令に記載されていない項目については、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

7 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

1. 水源に異常があったとき。
2. 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
3. その他特に必要があると認められるとき。

臨時検査の採水箇所は水質基準に適合するかを判断する事ができる場所を選定し採水を行います。検査項目は水道法施行規則第15条第2項第3号に基づき一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度等と共に水質基準に適合しない恐れのある項目及びそれに関連する項目を適宜選択して検査を行います。

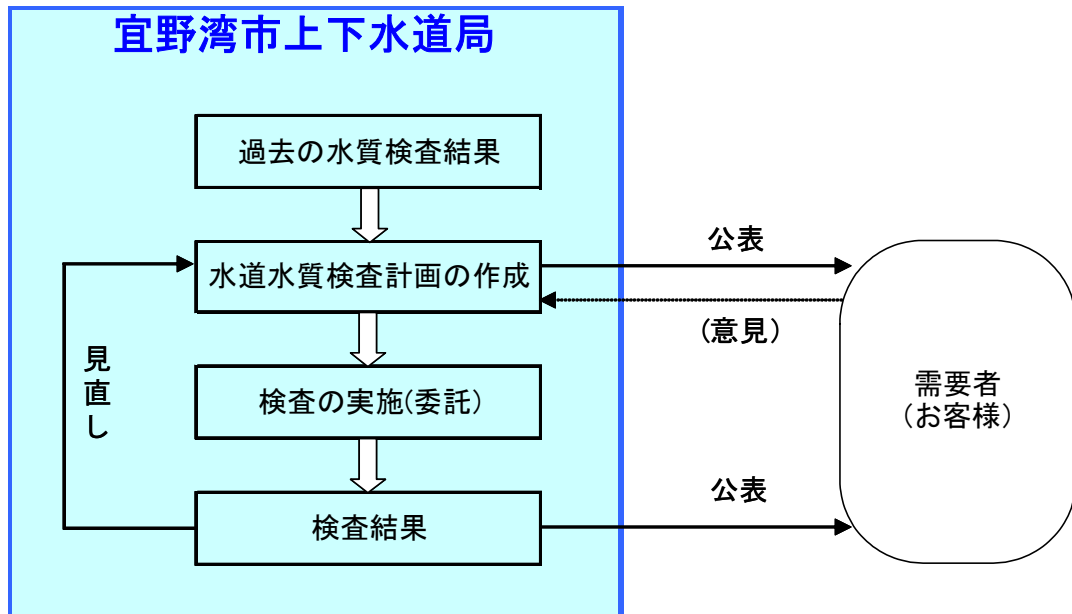
8 水質検査の委託

水質基準項目の全51項目と水質管理目標設定項目及び要検討項目は、水道法第20条第3項による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託を行い、毎日検査項目についても委託とします。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は市民に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年より良い計画書を作成します。

公表の方法は宜野湾市上下水道局のホームページで行います。また、検査結果につきましても毎年公表します。



10 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査の全項目が委託であることから、委託業者には下記のとおり検査および精度管理を堅持する事とし、水質検査の精度と信頼性の保証を確保します。

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の10分の1の定量下限が得られ、基準値及び目標値の10分の1付近の測定において、金属類では変動係数（CV）が10%以下、有機物では20%以下の水質検査であること。

(2) 信頼性の保証

委託検査機関については公的機関との外部精度管理及び内部精度管理を行い、結果報告書の提出を行うこと。

11 関係者との連携について

水質に関する事故が発生した場合は、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課に報告するとともに、沖縄県企業局、及び関係機関と連携して迅速に対策を講じます。

水質に関するお問い合わせ先

宜野湾市上下水道局 水道施設課 水道管理係
〒901-2203 宜野湾市字野嵩 730 番地
TEL 098-892-2118
FAX 098-892-5743
E-MAIL suidou03@city.ginowan.okinawa.jp

12 資料

毎日検査項目

定期検査項目	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
色	1日1回以上	1回/日	基本検査頻度必須項目
濁り			
消毒の残留効果			

水質管理目標設定項目

定期検査項目	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
ニッケル及びその化合物	設定なし	1回/年	将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するため数値確認を行う
ジクロロアセトニトリル			
抱水クロラール			
遊離炭酸			
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）			
ランゲリア指数			
従属栄養細菌（管理項目）			
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）		2回/年	

要検討項目

定期検査項目	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	設定なし	2回/年	将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期するため数値確認を行う

水質管理目標設定項目

浄水中で一定の検出の実績はあるが、毒性の評価が暫定的であるため水質基準とされなかった項目。

(令和2年4月1日適用)

番号	項目	目標値	検査頻度	備考
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	—	水質管理目標設定項目の水質検査は、水源の種別（中部河川や井戸群）や、浄水処理過程に使用する薬品、消毒副生成物、また、おいしい水としてより質の高い水道水の供給を目指すための位置づけ等、様々な観点から着目すべき項目にあって、優先的に取り扱うこととされている項目を選定し実施する。 ※要検討項目の水質検査についても上記の観点から選定した項目について実施する。
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下（暫定）	—	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下（暫定）	1回/年	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	
5	トルエン	0.4mg/L以下	—	
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	—	
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	1回/年	
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	1回/年	
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	—	
12	残留塩素	1mg/L以下	1回/月	
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	1回/月（水質基準）	
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	4回/年（水質基準）	
15	遊離炭酸	20mg/L以下	1回/年	
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	—	
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	—	
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	1回/年	
19	臭気強度（TON）	3以下	—	
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4回/年（水質基準）	
21	濁度	1度以下	1回/月（水質基準）	
22	pH値	7.5程度	1回/月（水質基準）	
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	1回/年	
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）	1回/年	
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	4回/年（水質基準）	
27 ※1	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.00005mg/L以下（暫定）	2回/年	

※1 「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」は、令和2年4月1日から水質管理目標設定項目に追加。

要検討項目

毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目で、今後さらに情報収集や知見の収集に努めていくべきもの。

(令和3年4月1日適用)

番号	項目	目標値 (mg/リットル)	検査頻度	番号	項目	目標値 (mg/リットル)	検査頻度
1	銀及びその化合物	—	—	24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01	—
2	バリウム及びその化合物	0.7	—	25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	—
3	ビスマス及びその化合物	—	—	26	マイクロキスチン-LR	0.0008 (暫定)	—
4	モリブデン及びその化合物	0.07	—	27	有機すず化合物	0.0006 (暫定) (TBT0)	—
5	アクリルアミド	0.0005	—	28	ブロモクロロ酢酸	—	—
6	アクリル酸	—	—	29	ブロモジクロロ酢酸	—	—
7	17-B-エストラジオール	0.00008 (暫定)	—	30	ジブロモクロロ酢酸	—	—
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定)	—	31	ブロモ酢酸	—	—
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	—	32	ジブロモ酢酸	—	—
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定)	—	33	トリブロモ酢酸	—	—
11	塩化ビニル	0.002	—	34	トリクロロアセトニトリル	—	—
12	酢酸ビニル	—	—	35	ブロモクロロアセトニトリル	—	—
13	2,4-トルエンジアミン	—	—	36	ジブロモアセトニトリル	0.06	—
14	2,6-トルエンジアミン	—	—	37	アセトアルデヒド	—	—
15	N,N-ジメチルアニリン	—	—	38	MX	0.001	—
16	スチレン	0.02	—	39	キシレン	0.4	—
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	—	40	過塩素酸	0.025	—
18	トリエチレントトラミン	—	—	41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	—
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定)	—	42	アニリン	0.02	—
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定)	—	43	キノリン	0.0001	—
21	ヒドラジン	—	—	44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	—
22	1,2-ブタジエン	—	—	45	ニトリロ三酢酸	0.2	—
23	1,3-ブタジエン	—	—	46 ※1	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—	2回/年

※1 ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)は、令和3年4月1日から要検討項目に追加。

おいしい水 水質要件

番号	水質項目	おいしい水研究会の水質要件	内容
1	蒸発残留物	30～200 mg/リットル	主にミネラル含有量。多いと苦味が増す。
2	硬度	10～100 mg/リットル	ミネラルのなかで量の多いカルシウム、マグネシウム量。硬度の低い水はくせがない。
3	遊離炭酸	3～30 mg/リットル	炭酸ガス、酸素量。さわやかな味になるが、多いと刺激が強くなる。
4	過マンガン酸カリウム消費量	3 mg/リットル以下	有機物量。多いと渋みが増す。
5	臭気度	3 以下	高いと不快な感じが増す。
6	残留塩素	0.4 mg/リットル以下	カルキ臭。
7	水温	最高20℃以下	冷やすことにより、おいしく飲める。

宜野湾市の水質状況（最大値）

●青色は省略不可

番号	定 期 検 査 項 目	基 準 値 (mg / L)	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去3年 の 最大値 (R3～R5)	過去6年 の 最大値 (H30～R5)	実 施 検 査 頻 度
基 1	一般細菌	100個/ml	3	0	0	0	14	1	14	14	1 回／月
基 2	大腸菌	不検出	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	1 回／月
基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1 回／1年
基 4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	1 回／1年
基 5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 8	六価クロム化合物	0.02 ※1	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	1 回／1年
基 9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	1 回／1年
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／3 月
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.9	0.3	0.6	0.3	0.2	0.1	0.3	0.9	1 回／1年
基 12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1 回／1年
基 13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.23	0.07	0.09	0.18	0.37	0.33	0.37	0.37	1 回／3 月
基 14	四塩化炭素	0.002	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	1 回／1年
基 15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1 回／1年
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2ジクロロエチレン	0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 20	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 回／1年
基 21	塩素酸	0.6	0.09	0.09	0.06	0.08	0.08	0.11	0.11	0.11	1 回／3 月
基 22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1 回／3 月
基 23	クロロホルム	0.06	0.002	0.004	0.004	0.006	0.005	0.004	0.006	0.006	1 回／3 月
基 24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	0.003	0.003	0.003	<0.003	<0.003	0.003	0.003	1 回／3 月
基 25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.018	0.02	0.016	0.016	0.016	0.02	0.020	0.020	1 回／3 月
基 26	臭素酸	0.01	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	1 回／3 月
基 27	総トリハロメタン	0.1	0.042	0.044	0.036	0.039	0.037	0.044	0.044	0.044	1 回／3 月
基 28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	1 回／3 月
基 29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.007	0.011	0.010	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012	1 回／3 月
基 30	ブロモホルム	0.09	0.018	0.015	0.014	0.011	0.015	0.010	0.015	0.018	1 回／3 月
基 31	ホルムアルデヒド	0.08	0.001	0.006	0.007	0.006	0.006	0.014	0.014	0.014	1 回／3 月
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1 回／1年
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	1 回／3 月
基 34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1 回／1年
基 35	銅及びその化合物	1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1 回／1年
基 36	ナトリウム及びその化合物	200	40.7	25.8	28.6	27.6	20.7	16.8	27.6	40.7	1 回／1年
基 37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1 回／1年
基 38	塩化物イオン	200	50.7	49.6	49.9	42.9	50.7	56	56.0	56.0	1 回／月
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	135	139	128	117	54	95	117	139	1 回／月
基 40	蒸発残留物	500	249	205	239	214	148	222	222	249	1 回／3 月
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 回／1年
基 42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1 回／1年
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1 回／1年
基 44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1 回／1年
基 45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 回／1年
基 46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	0.9	0.9	1.1	0.9	0.7	0.8	0.9	1.1	1回/月
基 47	PH値	5.8～8.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.6	7.6	7.6	1回/月
基 48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月
基 49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	1回/月
基 50	色度	5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.9	0.9	0.9	1回/月
基 51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1回/月

※1 「基8 六価クロム化合物」の基準は令和2年4月1日から「0.05mg/L以下」から「0.02mg/L 以下」に改正。

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由

水質検査基準項目

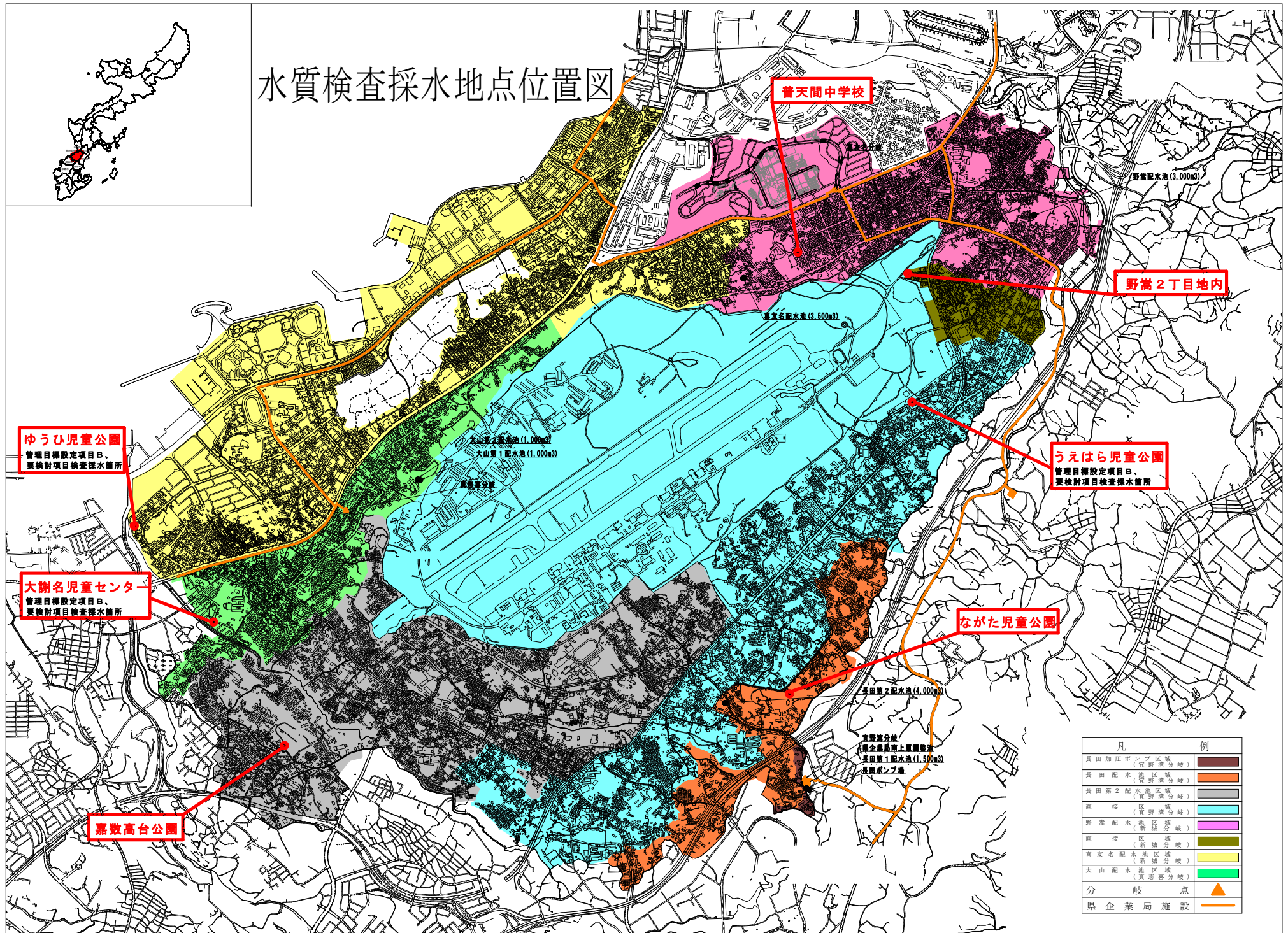
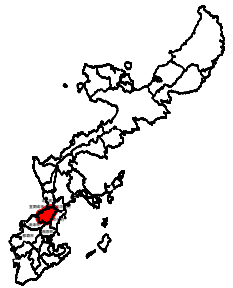
番号	定 期 検 査 項 目	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	
基 1	一般細菌	1 回/月	1 回/月	基本検査頻度必須項目	
基 2	大腸菌				
基 3	カドミウム及びその化合物	1 回/3 月	1 回/年	過去において検出が少量であるため検査頻度減。ただし、安全確認等のため省略せずに実施する。	
基 4	水銀及びその化合物				
基 5	セレン及びその化合物				
基 6	鉛及びその化合物				
基 7	ヒ素及びその化合物				
基 8	六価クロム化合物				
基 9	亜硝酸態窒素				
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン		1 回/3 月	基本検査頻度必須項目	
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1 回/年	過去において検出が少量であるため検査頻度減。ただし、安全確認等のため省略せずに実施する。	
基 12	フッ素及びその化合物		1 回/3 月	原水に海水を含むため	
基 13	ホウ素及びその化合物		1 回/年	過去において検出が少量であるため検査頻度減。ただし、安全確認等のため省略せずに実施する。	
基 14	四塩化炭素				
基 15	1・4－ジオキサン				
基 16	シス－1・2－ジクロロエチレン及びトランス－1・2ジクロロエチレン				
基 17	ジクロロメタン				
基 18	テトラクロロエチレン				
基 19	トリクロロエチレン				
基 20	ベンゼン				
基 21	塩素酸		1 回/3 月	基本検査頻度必須項目	
基 22	クロロ酢酸				
基 23	クロロホルム				
基 24	ジクロロ酢酸				
基 25	ジブロモクロロメタン				
基 26	臭素酸				
基 27	総トリハロメタン				
基 28	トリクロロ酢酸				
基 29	ブロモジクロロメタン				
基 30	ブロモホルム				
基 31	ホルムアルデヒド				
基 32	亜鉛及びその化合物		1 回/年	過去において検出が少量であるため検査頻度減。ただし、安全確認等のため省略せずに実施する。	
基 33	アルミニウム及びその化合物		1 回/3 月	浄水過程で凝集剤を使用しているため	
基 34	鉄及びその化合物		1 回/年	過去において検出が少量であるため検査頻度減。ただし、安全確認等のため省略せずに実施する。	
基 35	銅及びその化合物				
基 36	ナトリウム及びその化合物				
基 37	マンガン及びその化合物				
基 38	塩化物イオン	1 回/月	1 回/月	基本検査頻度必須項目	
基 39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1 回/3 月	1 回/月	市民対応のため検査頻度増	
基 40	蒸発残留物		1 回/3 月		
基 41	陰イオン界面活性剤		1 回/年	過去において検出が少量であるため検査頻度減。ただし、安全確認等のため省略せずに実施する。	
基42	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月に1回以上			
基43	2－メチルイソボルネオール				
基44	非イオン界面活性剤	1 回/3 月			
基45	フェノール類				
基46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1 回/月	1 回/月	基本検査頻度必須項目	
基47	pH値				
基48	味				
基49	臭気				
基50	色度				
基51	濁度				

令和7年度 宜野湾市水質検査計画表

項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
毎月検査項目 (10)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年 4 回検査項目 (15)			○			○			○			○
年 1 回検査項目 A (24)			○									
年 1 回検査項目 B (2)				○								
管理目標設定項目 A (7)			○									
管理目標設定項目 B (1)				○						○		
要検討項目 (1)				○						○		

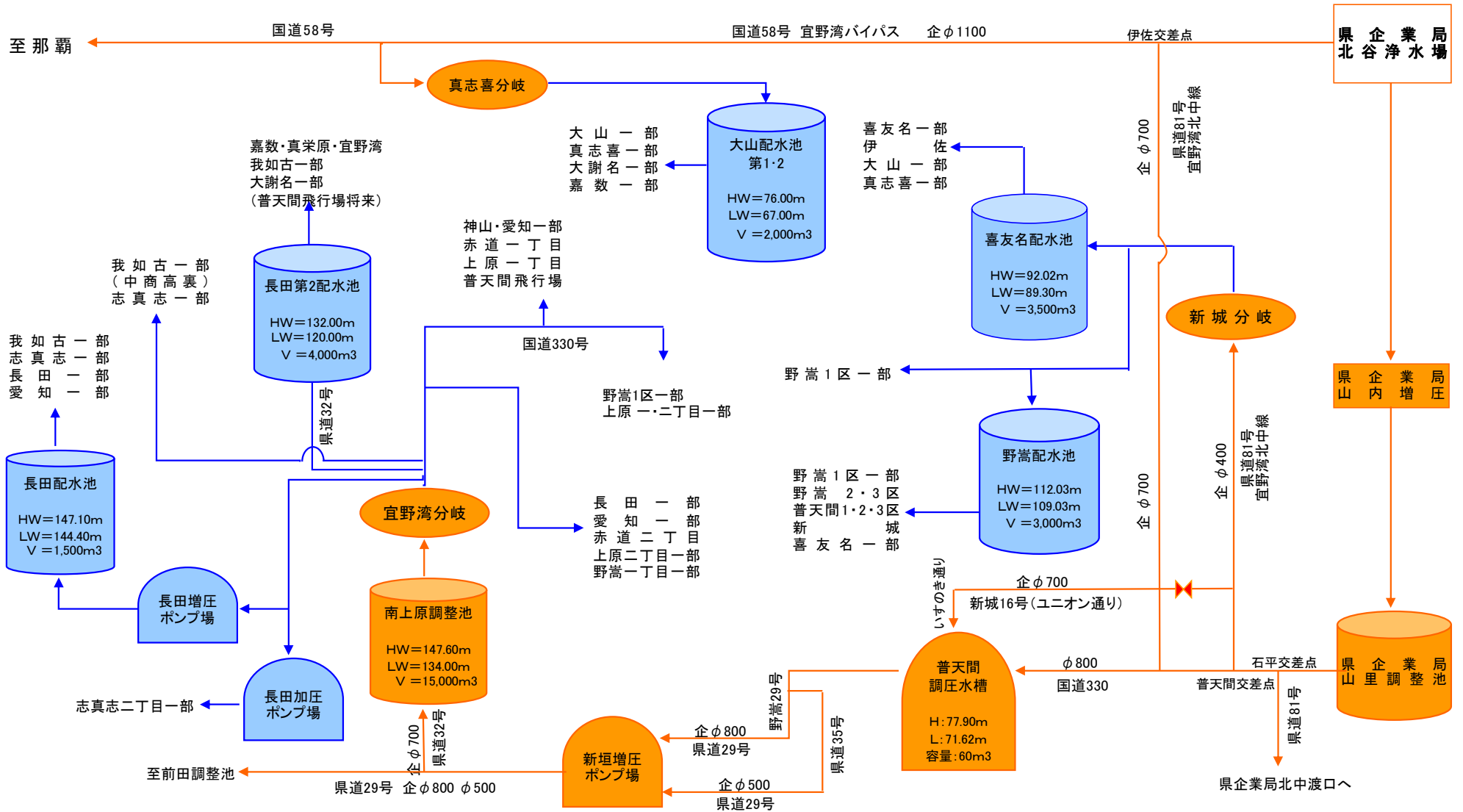
1. 毎月検査項目 (10) 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、有機物(全有機炭素 (T O C の量))、p H 値、味、臭気、色度、濁度
2. 年 4 回検査項目 (15) シアン化物イオン及び塩化シアン、ホウ素及びその化合物、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物
3. 年 1 回検査項目 A (24) カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、四塩化炭素、1, 4 ジオキサン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類
4. 年 1 回検査項目 B (2) ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール
5. 管理目標設定項目 A (7) ニッケル及びその化合物、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラル、遊離炭酸、有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) 、ランゲリア指数 、従属栄養細菌
6. 管理目標設定項目 B (1) ペルフルオロオクタンスルホン酸 (P F O S) 及びペルフルオロオktan酸 (P F O A)
7. 要検討項目 (1) ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (P F H x S)
8. 採水箇所 7 箇所
※管理目標設定項目 B および要検討項目検査のための採水は、7 箇所ある採水箇所のうちから 3 箇所を選定して行う。

水質検査採水地点位置図



凡	例
長田加圧ポンプ区域 (宜野湾分岐)	
長田配水池区域 (宜野湾分岐)	
長田第2配水池区域 (宜野湾分岐)	
直接配水池区域 (宜野湾分岐)	
野嵩配水池区域 (新橋分岐)	
直接配水池区域 (新橋分岐)	
嘉数配水池区域 (嘉数分岐)	
分岐点	
県企業局施設	

宜野湾市配水管系統図



宜野湾市の配水池

土地及び配水池



長田配水池 (35,607,941円)

所在地：中城村字南上原403-3
 竣工年月日：昭和52年2月18日
 構造：プレストレストコンクリート
 容量：V = 1,500 m³
 配水地域：志真志、我如古、長田
 愛知、赤道の一部
 敷地面積：972 m² (28,364,769円)



長田第2配水池 (379,823,715円)

所在地：宜野湾市長田四丁目119番4号
 竣工年月日：平成13年9月20日
 構造：プレストレストコンクリート
 容量：V = 4,000 m³
 配水地域：我如古、真栄原、大謝名、嘉数
 真志喜、宜野湾の一部、佐真下
 敷地面積：1,663 m² (231,489,600円)



野嵩配水池 (67,163,441円)

所在地：宜野湾市野嵩三丁目1445番1号
 竣工年月日：昭和54年3月20日
 構造：プレストレストコンクリート
 容量：V = 3,000 m³
 配水地域：野嵩、喜友名の一部、
 普天間、新城
 敷地面積：721 m² (16,462,173円)



喜友名配水池 (161,780,456円)

所在地：宜野湾市喜友名一丁目541番3号
 竣工年月日：昭和60年3月29日
 構造：プレストレストコンクリート
 容量：V = 3,500 m³
 配水地域：喜友名、大山、大謝名、
 真志喜一部、伊佐、宇地泊
 敷地面積：1,379 m² (67,103,327円)



大山配水池 (26,480,813円)

所在地：宜野湾市大山二丁目2749-2
 竣工年月日：昭和52年12月29日
 構造：プレストレストコンクリート
 容量：V = 1,000 m³
 配水地域：大山、大謝名、真志喜、
 嘉数の一部
 敷地面積：553 m² (9,367,000円)



大山第2配水池 (188,361,525円)

所在地：宜野湾市大山二丁目2750-2
 竣工年月日：平成14年12月24日
 構造：プレストレストコンクリート
 容量：V = 1,000 m³
 配水地域：大山、大謝名、真志喜、
 嘉数の一部
 敷地面積：273 m² (13,841,100円)